

## 附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(最終指定親会社におけるS A | C V Aの適用日前の承認)

第二条 最終指定親会社は、令和五年三月三十一日前においても、第●条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第二百四十八条の四の二の規定により、S A | C V Aに係る承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、令和五年三月三十一日前においても、最終指定親会社が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第二百四十八条の四の三の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和五年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は、令和五年三月三十一日から生ずるものとする。

る。